

【 初めて介護保険制度を活用される方へ 】

介護保険制度を活用する為には、まず、申請が必要です。
市役所介護保険窓口で申請することができます。
(申請書は申請する窓口にあります。)

本人または家族が申請しますが、
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
で代行申請することもできます。

申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
 - ・主治医の名前と医療機関名
- ※ 40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。



【認定調査】

市の調査員や市から委託を受けた介護支援専門員(調査員)が自宅を訪問し、日頃の心身の状況や日常生活について調査します。

- ・調査の日時は、事前に連絡があります。
- ・家族にお尋ねする事もあります。

【主治医意見書】

市の依頼により、主治医が疾病や生活機能の状態等をまとめた意見書を作成します。
主治医がいないときは、市が指定した医師の診察を受けて頂きます。意見書の費用は市が負担します。



【介護認定審査会】

どれくらいの介護や支援が必要か判定します。

医師・介護福祉士など、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、コンピューター処理された認定調査の判定結果や認定調査の特記事項、主治医意見書をもとに、審査します。



【認定結果の通知】

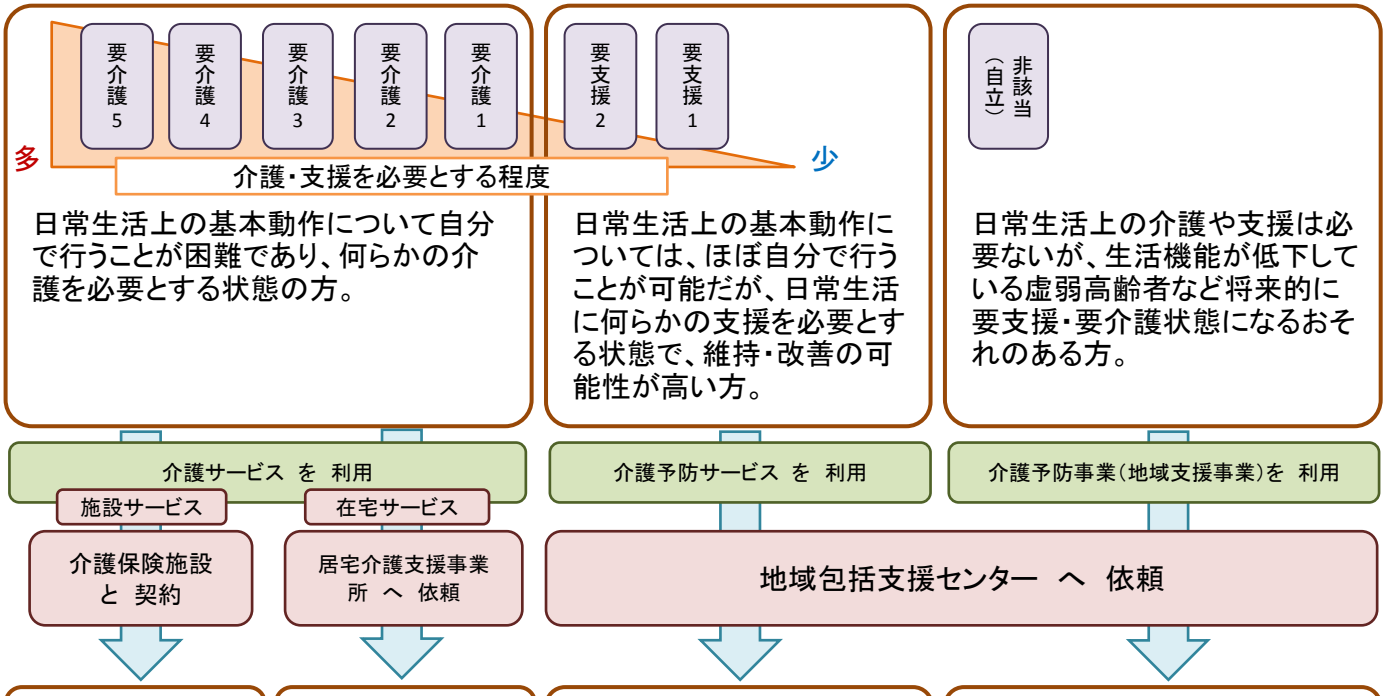
申請から原則30日以内に要介護度を認定し、通知します。

- ・介護・支援を必要とする程度に応じて、7段階に区分されます。
- ・介護度を記載した新しい「介護保険被保険者証」が交付されます。



申請から結果が出るまで

認定を受け、サービスを選択



【契約】
希望したい施設を選び、本人・家族が直接申込みをします。
・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

【依頼】
居宅介護支援事業所を選んでケアプランの作成を依頼します。

【依頼】
安心すこやかセンター(地域包括支援センター)に介護予防ケアプランの作成を依頼します。

【連絡がきます】
安心すこやかセンター(地域包括支援センター)から連絡がきます。面談などをもとに、介護予防の必要性を確認します。

【ケアプランの作成】
施設のケアマネジャーが本人・家族と検討を重ねケアプランを作成します。

【ケアプランの作成】
ケアマネジャーが本人・家族、サービス提供事業者と検討を重ねケアプランを作成します。

【ケアプランの作成】
本人・家族、保健師等で検討を行い、ケアプランを作成します。いつまでも生きがいをもち生活を送るために、介護予防の目標を定めます。

【介護予防の目標を設定】
いつまでも生きがいをもち生活するために、本人・家族と話しあいながら、介護予防の目標を定めます。

【施設サービスの利用】
ケアプランに基づいてサービスを利用します。
当法人で運営している事業は [こちら](#)
介護老人保健施設 グリーンヒルズ 藤枝

【在宅サービスの利用】
ケアプランに基づいてサービスを利用します。
当法人で運営している事業は [こちら](#)
短期入所療養介護 グリーンヒルズ 藤枝
通所リハビリ グリーンヒルズ 藤枝
通所介護 かるやかリハ グリーンヒルズ 藤枝
通所介護 まちのかるやかリハ グリーンヒルズ 藤枝
訪問介護 グリーンヒルズ 藤枝
西益津 通所介護 グリーンヒルズ 藤枝

【在宅サービスの利用】
ケアプランに基づいてサービスを利用します。
当法人で運営している事業は [こちら](#)
介護予防短期入所療養介護 グリーンヒルズ 藤枝
介護予防通所リハビリ グリーンヒルズ 藤枝
介護予防通所介護 かるやかリハ グリーンヒルズ 藤枝
介護予防通所介護 まちのかるやかリハ グリーンヒルズ 藤枝
介護予防訪問介護 グリーンヒルズ 藤枝
西益津 介護予防通所介護 グリーンヒルズ 藤枝

【介護予防事業の利用】
はつらつシニア大学などの介護予防事業が利用できます。
当法人で運営している事業は [こちら](#)
かるやか体操教室